

宮古市地産地消推進計画

(2025(令和7)年度～2029(令和11)年度)

岩手県宮古市

令和7年4月

目次

第Ⅰ章 推進計画の策定にあたり	
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の推進体制	2
5 関係者の役割	3
第Ⅱ章 宮古市の特性	4
第Ⅲ章 前計画の検証と課題	
1 目標の達成状況	6
2 施策の取組状況と課題	7
(1) 安全・安心な農林水産物生産の推進	7
(2) 産地直売所の充実による地産地消の推進	8
(3) 学校、保育所等における地産地消の推進	9
(4) 観光、イベント等による地産地消の推進	10
(5) 加工品、特産品づくりによる地産地消の推進	12
(6) 地産地消に関する情報の提供とPRの強化	12
第Ⅳ章 計画の基本的な考え方	
1 基本理念	13
2 基本方針	13
3 施策の体系	14
4 目標値の設定	15
第Ⅴ章 地産地消推進に向けた取り組み	
1 信頼され魅力あふれる農林水産物の生産体制の充実	16
2 地元農林水産物の利用の促進	17
3 消費者との結びつきによる流通・交流活動の促進	18
4 「地元農林水産物」と「食」についての理解の促進	19
参考資料	
用語集	20
宮古市地産地消推進計画策定委員会要綱	24
宮古市地産地消推進計画策定委員名簿	25
宮古市地産地消推進計画連絡会議規程	26
宮古市地産地消推進計画連絡会議委員名簿	27
宮古市食育及び地産地消の推進基本条例	28

第I章 計画の策定にあたり

1 計画策定の趣旨

近年、農林水産物は、生産技術の向上や輸送・流通システムの高度化などにより、消費者にとっては、いつでも欲しいものが手に入る状況となっていますが、その反面、農林水産物の旬や生産地に対する認識の欠如、生産者と消費者の関係が希薄になるなどの問題も生じています。

また、過去には、BSE^(注1)の発生、残留農薬や食品の偽装表示など、食品に対する消費者の信頼が大きく揺らぐ事態が発生しました。

近年は、鳥インフルエンザ^(注2)の発生が相次ぎ、卵や鶏肉の供給が不安定となり、価格の変動を招くなど、消費者に影響を与えています。

このような状況の中で、健康志向の高まりを背景に、旬の農林水産物の風味や栄養価値が見直されてきているとともに、SDGs^(注3)への関心の高まりや、新型コロナウイルス感染症の影響により、食材の地産地消の傾向が高まっています。消費者にとっては、生産者の顔が見え、新鮮で安全・安心な農林水産物を安く購入でき、生産者にとっては流通コストの削減、少量多品目生産でも販売が可能となるなどのメリットをもたらす地産地消が、重要性を増してきています。

そして、「森・川・海」と大地に育まれた本市の多彩な食材を活用し、地産地消の取り組みを積極的に行うことにより、市民の地元農林水産物に関する理解が深まり、地域への関心が促進されるとともに、地元農林水産物の消費拡大は、農林水産業や他の産業の振興にも大いに貢献し、地域経済の活性化につながるものとなります。

国では、2010（平成22）年12月に「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（通称：六次産業化・地産地消法）」（以下「法」という。）を制定し、地域の農林水産物の利用の促進に関する各種施策を実施しているところであり、また、法第41条第1項には、市町村が「地域の農林水産物の利用の促進についての計画」を定めるよう努めることが明示されています。

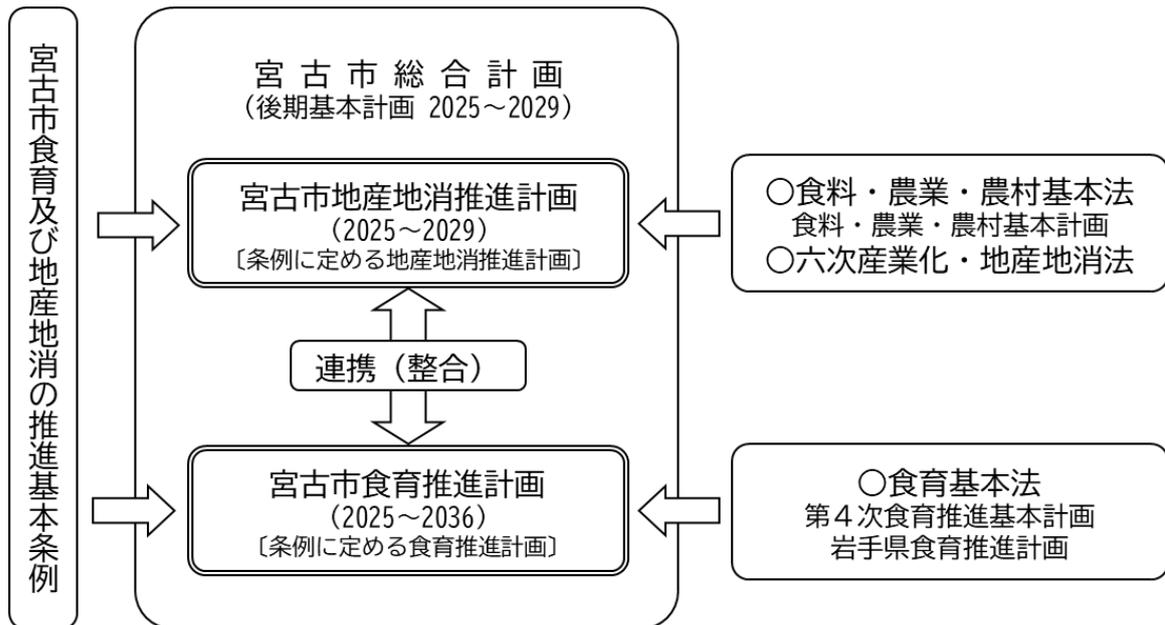
本市では、2009（平成21）年12月に議員提案により制定された「宮古市食育及び地産地消の推進基本条例」（以下「基本条例」という。）に基づき、2015（平成27）年3月に第1期の「宮古市地産地消推進計画」を、2022（令和4）年3月に第2期の「宮古市地産地消推進計画」（以下「前計画」という。）を策定し、それぞれの分野で地産地消の推進に努めてきました。各関係者が連携して取り組みを進める中で、産地直売所販売額が増加するなど一定の効果が現れましたが、さらなる推進を図るためには、これまで以上の取り組みが必要です。

今般、前計画の見直しを行い、本市の地産地消の一層の推進を図るとともに、市、生産者等及び市民が一体となって取り組むための指針として、第3期計画である「宮古市地産地消推進計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、基本条例に規定する地産地消推進計画として位置づけ、本市における地産地消のあるべき姿を明らかにするとともに、その実現に向けてどのような取り組みを進めていくべきか、その方向性を示すものとしします。

また、本計画は、「宮古市総合計画」並びに「宮古市食育推進計画」とも整合を図るとともに、連携し推進するものとしします。



3 計画の期間

本計画の期間は、2025（令和7）年度から2029（令和11）年度までの5年間とします。

4 計画の推進体制

本計画に関する施策については、市や生産者等、市民がそれぞれの役割を担い、具体的な取り組みを進めるものとしします。

また、本計画に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市や生産者等、市民が一体となった推進体制を整備するものとしします。

(参考) 地産地消とは

本計画における地産地消の意味は、基本条例第2条第2号に規定されているとおり「地域で生産された農林水産物を地域で消費すること。」とし、この中の地域とは、原則として宮古市内とします。

5 関係者の役割

(1) 市の役割

- ①市は、生産者等や市民と連携して地産地消を推進するものとします。
- ②市は、本計画に定める目標達成のため、生産者等や市民の取り組みを支援し、関係者間の調整を図ります。

(2) 生産者等の役割

- ①生産者等は、市民と連携して地産地消に取り組むものとします。
- ②生産者等は、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。
- ③生産者等は、安全・安心な食品を提供するとともに、食品に関する正確な情報の提供に努めるものとします。

(3) 市民の役割

- ①市民は、自発的に地産地消に取り組むものとします。
- ②市民は、地産地消に関する市の施策や生産者等の事業に協力するよう努めるものとします。

※ 生産者等

農林水産物の生産、採取、製造、加工、調理、流通、販売その他当該食品の消費者への提供に携わる全ての者（これらの者が組織する団体を含む。）をいう。

第Ⅱ章 宮古市の特性

本市は、岩手県の東端に位置し、人口は約4万5千人、市域は東西64km、南北50km、面積は約1,259km²と広大な面積を有しています。

本市の東側に位置する沿岸部は、三陸復興国立公園に指定されて風光明媚な海岸美を誇り、夏涼しく冬温かい温暖な気候が特徴であるとともに、眼前に広がる三陸の海は、親潮と黒潮が出会う世界でも有数の漁場となっているため、豊富な水産資源を生み出しています。

一方、西側に位置する山間部は早池峰国立公園に指定されるなど、標高が高く、一年を通じて冷涼で、冬は積雪が多く内陸性の気候となっていますが、市の面積の約9割を森林が占めていることが物語るように、豊かな森林資源を有しています。

このような地理的、或いは気象条件の中での農業は、農家1戸当たりの経営耕地面積が少なく、稲作と野菜、花き、畜産などを組み合わせた複合経営と多品目栽培が特徴となっています。

林業は、広大な森林を有するものの、林業経営として森林を育成するためには長期間の年月を要することから、短期間に収入の得られる原木しいたけ栽培等との複合経営が行われています。

水産業は、全国屈指の水揚量を誇るマダラやワカメ、アワビ等、三陸漁場や宮古湾内では海面漁業が盛んに行われています。

近年、海水温の上昇や黒潮の大蛇行等、海洋環境は大きく変化しており、主力魚種であるサケやサンマの水揚げが減少しています。このような状況を受け、海面養殖による宮古トラウトサーモンの増産のほか、陸上でのウニの畜養に取り組んでいます。

農林水産業以外では、三陸復興国立公園、早池峰国立公園、三陸ジオパーク^(注4)、みちのく潮風トレイル^(注5)などを始めとした観光資源に加え、サケ、サンマ、毛ガニやマダラなどの水産物を活用した観光イベントの開催や体験型観光の実施などにより、年間120万人以上の観光客が本市を訪れ、観光は主要な産業となっています。

また、水産物の加工を中心とする食料品製造業は、工業の中では事業所数、従業員数ともに最も多い業種となっています。

〔基本データ〕

区 分		総 計	単 位	備 考
人	口	50,369 (45,632)	人	令和2年国勢調査 (住民基本台帳R7.1.1現在人口)
世	帯 数	21,289 (22,418)	世帯	令和2年国勢調査 (住民基本台帳R7.1.1現在世帯数)
市 の 面 積		1,259.15	km ²	令和2年全国市区町村別面積
農 業	農 家 数	1,134	戸	2020年農林業センサス
	農 地 面 積	2,553	ha	市農業委員会(2023(R5)年度実績)
	農 業 総 生 産 額	532,000	千円	令和3年度岩手県市町村民経済計算年報
林 業	林 業 経 営 体 数	63	経営体	2020年農林業センサス
	森林面積(民有林)	82,603	ha	2020年農林業センサス
	林 業 総 生 産 額	722,000	千円	令和3年度岩手県市町村民経済計算年報
水 産 業	漁 業 経 営 体 数	528	経営体	2023年漁業センサス
	宮古市魚市場水揚金額	5,760,200	千円	令和6年度宮古の水産
	水 産 業 総 生 産 額	5,886,000	千円	令和3年度岩手県市町村民経済計算年報
食料品製造事業所数		35	事業所	令和3年経済センサス
観 光 客 入 込 数		1,230,255	人	市観光課(2024(令和6)年実績)
農林水産物直売所販売金額		403,670	千円	市農林課(2023(令和5)年度実績)
学校給食の地元食材利用率		36.8	%	市教育委員会(2023(令和5)年度実績)

第三章 前計画の検証と課題

1 目標の達成状況

【指標】

「農林水産物産地直売所販売額」については、新型コロナウイルス感染症や資材高騰等の影響により、販売額は一時落ち込んでいましたが、SNSの活用やイベント実施など組合員の努力により、客数、販売額とも増加傾向にあります。

「学校給食における地元食材利用率」については、食材の計画的な供給ができなかったことから、収穫期と供給体制の工夫が必要でありました。目標値を下回る結果となりましたが、供給割合が増加している食材もあります。

No.	内 容	基準値 2020(R2)	実績 2023(R5)	達成度	目標 2024(R6)
1	農林水産物産地直売所 販売額	386,760 千円	403,670 千円	93.9%	430,110 千円
2	学校給食における地元 食材利用率 (重量ベース)	33.9%	36.8%	73.6%	50.0%

備考 No.2 学校給食における地元食材利用率は、給食の全食材（24項目）の利用率です。

【関連指標】

「GAP認証取得者数」については、当初5人が認証取得しましたが、認証継続のための経費負担や経営方針の見直しによる作付面積の減少などの理由により取得者数が減少しています。

「食農体験参加者数」については、新型コロナウイルス感染症の影響や荒天によるイベント中止などの影響で参加者数が減少した年度もありますが、体験イベントの周知は概ね図られています。

No.	内 容	基準値 2020(R2)	実績 2023(R5)	達成度	目標 2024(R6)
1	GAP認証取得者数	5 人	2 人	25.0%	8 人
2	食農体験参加者数	47 人	73 人	81.1%	90 人

2 施策の取組状況と課題

(1) 安全・安心な農林水産物生産の推進

〔取組状況〕

地産地消を推進するうえで、消費者や食品加工業者などのニーズを把握しながら、信頼される安全・安心な農林水産物を安定的に提供していくことが重要となっています。

農業においては、2021（令和3）年に農林水産省が策定した「みどりの食料システム戦略」で、2050年を目標に化学肥料の使用量を30%低減することを推進していることから、有機肥料の積極的な導入を推進しています。

本市では、ブロッコリー生産者がGAP^(注6)認証を取得し、ガイドラインに基づいた生産履歴や栽培管理などを公表することで、安全安心な産地ブランドとして認知されています。

水産業においては、ワカメにトレーサビリティシステム^(注7)を導入しているほか、宮古漁業協同組合、重茂漁業協同組合、田老町漁業協同組合が、安全・安心な養殖水産物の生産を図るため、「未来につなぐ美しい海計画」を策定し、管理区域における合成洗剤の追放運動、漁場の水質等の調査を行っています。

また、宮古市魚市場では、岩手県産地市場HACCP^(注8)対応指針等に則り、衛生管理の高度化に取り組んできました。2006（平成18）年3月には、全国で初めて一般社団法人大日本水産会の優良衛生品質管理市場の認定を取得するなど、衛生管理に優れた魚市場となっています。

〔課題〕

安全・安心な農林水産物を生産するためには、優良な農地や森林、漁場の保全などが重要となることから、環境保全型の農林水産業に取り組むことが必要です。

また、農林水産物の安定供給を支える担い手の確保・育成が重要となります。

農産物については、安定した生産・供給体制を確立するため、生産者の生産拡大に対する支援を継続するとともに、ポジティブリスト制度^(注9)や化学肥料の使用量低減の一層の指導・啓発をしていくことが必要です。

農林水産物の生産や加工段階における衛生管理や工程管理を徹底し、安全性を確保するため、GAP認証の取得やHACCP対応に向けた取り組みを拡大することも必要です。

(2) 産地直売所の充実による地産地消の推進

〔取組状況〕

本市には、現在、農林水産物等の産地直売所が13箇所あり、2023（令和5）年の全体の年間販売額は、4億4百万円ほどになっています。

これらの産地直売所では、新鮮な地元農林水産物やその加工品が比較的安く販売されているため、市民はもちろん観光客等にとっても、重要な施設となっています。

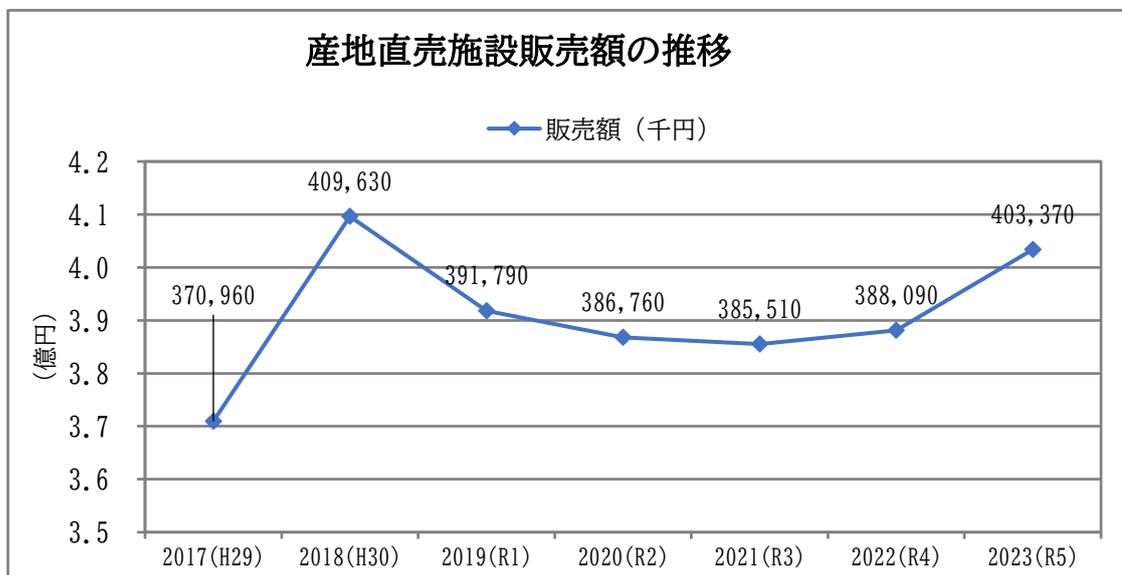
また、各産地直売所において、独自の販売イベントや食農体験などを実施することにより、消費者との交流を図り、産地直売所の持つ魅力を発信し、集客向上に努めているほか、販売促進のため、新たな加工品の開発にも取り組んでいます。

〔課題〕

各産地直売所の販売額は、東日本大震災以降、徐々に増加していた中、新型コロナウイルス感染症や資材高騰等の影響により、一時的に落ち込みましたが、2022（令和4）年以降、客数、販売額とも全体としては増加傾向にあります。

また、高齢化等を主な要因とした組合員数、販売量の減少への対応も必要となります。

今後、販売額を増やし、経営の安定を図るためには、集客力強化の取り組みや農林水産物の安定供給に向けた生産体制の強化などが必要となります。



市農林課調べ（宮古市魚菜市场及び簡易な直売所は、産地直売所に含まない。）

〔宮古市内の農林水産物直売所〕

直 売 所 名	形 態	所 在 場 所
出崎地区産地直売施設組合	公設民営	臨港通（シートピアなあと）
J A新しいわてDORA・西町産直会	民設民営	小山田（マリンコープDORA） 田の神（BELF西町）
新鮮お届けクラブ	民設民営	板屋（ジョイス宮古千徳店）
産直いちば	民設民営	上鼻
たろう産直組合とれたろう	公設民営	田老（道の駅たろう）
摂待駅前地場産品直売所	民設民営	田老片巻
ひきめの里直売所	民設民営	暮目
新里ふるさと物産センター直売所	公設民営	茂市
川井村やまびこ産直組合	公設民営	川内（道の駅やまびこ館）
和井内深山産直	民設民営	和井内
里の駅おぐに	公設民営	小国
産直はなまる市場・宮古店	民設民営	館合町（マルイチ宮古店）

※市農林課調べ

（3）学校、保育所等における地産地消の推進

〔取組状況〕

本市の小学校及び中学校では、2011（平成23）年度からは給食センター調理方式による全校完全給食が行われています。

このような中、農産物は、J A新しいわて宮古営農経済センター内に設立された、産直組合等で組織する宮古市給食センター食材供給部会や市内の産地直売所等から各給食センターへ、米、キュウリ、ダイコン、キャベツ、りんごなどの地元農産物が供給されています。

林産物や水産物については、市内の産地直売所や鮮魚店、漁協等を通じて学校給食に利用されています。

2015（平成27）年度からは、「宮古っこ給食～まるごと宮古食材の日～」が設けられ、市内小中学校の児童生徒に、年20回程度、宮古産の食材を多く使用した給食が提供されています。

また、市内の保育所においても、市の農林水産物や旬の食材など、地産地消に関する情報提供が行われており、市内の福祉施設からも、地元産の食材を使用したいという声が聞かれるようになりました。

〔課題〕

学校や保育所で地元農林水産物の利用をより拡大するためには、作付面積の拡大など、安定した生産や供給体制の確立を図る必要があります。

また、生産者と給食関係者等との間で、需要と供給にかかる相互理解を深めるとともに、食材の規格や前処理の問題等についての認識を共有することが必要です。

さらに、新鮮な地元食材を使用した食事は健康にもつながることから、地産地消を全世代へ浸透させるため、福祉施設等において地元農林水産物の利用を促進していくことも必要です。

(4) 観光、イベント等による地産地消の推進

〔取組状況〕

本市では、地元農林水産物等を活用した観光・体験イベントの開催や体験型観光の実施などにより、豊かな食材や食文化などを観光客や地元消費者に提供することが行われています。

加えて、飲食店や宿泊施設等では、地産地消をアピールし、観光客や地元消費者に地元農林水産物を利用した料理を提供する取り組みが増えてきています。

〔課題〕

新型コロナウイルス感染症の拡大を受け、新しい生活様式が求められるようになり、グリーン・ツーリズム^(注10)に代表されるように、農山漁村の持つ文化や実生活の体験など、密集を避け、自然の中で楽しむことへの関心が高まっています。

このことから、自然景観などの優れた観光素材の活用に加えて、地元農林水産物等を集客の目玉とした観光イベントなどを実施し、地域の魅力や地域の特産品を広く周知していく必要があります。

特に飲食店や宿泊施設等においては、地元農林水産物を積極的に利用することによって、地域の食や食文化を発信するとともに、地元消費者に消費を促すことも必要です。

また、観光産業に地産地消を導入するためには、生産者と観光関係者等との間で意見や情報交換の場を設けるなど、十分な意思疎通を図ることも必要です。

〔農林水産物や特産品を活用した観光・体験イベント〕

《市主催》

イベント名	実施場所	実施時期	主催
宮古の農業まるごと体験ツアー	市内	通年	宮古市
みやこ市民の森づくり事業 (間伐、木工、しいたけ植菌体験)	市内	年2回	宮古市
新巻きサケづくり体験	水産科学館	12月	県立水産科学館
ワカメの芯抜き体験	水産科学館	通年	県立水産科学館
めざせ!元気なみやこっ子食育教室	市内小学校	通年	宮古市(宮古市食生活改善推進員協議会)

《民間事業者、団体等主催》

イベント名	実施場所	実施時期	主催
リンゴ栽培体験	南澤果樹園	2～11月	南澤果樹園
シイタケ植菌体験	宮古地区	5～6月	森を考える会
塩蔵ワカメ芯取り体験	重茂水産体験交流館	5～12月	重茂漁業協同組合
春いちばん(早採りワカメ)しゃぶしゃぶ体験	重茂水産体験交流館	1～3月	重茂漁業協同組合
焼うに製造体験	重茂水産体験交流館	6～7月	重茂漁業協同組合
地引き網漁体験	田老地区	春～夏	グリーンピア三陸みやこ
そば打ち体験	新里地区	通年	新里グリーン・ツーリズム そばうち研究会
竹輪づくり体験	丸徳店舗ほか	通年	有限会社丸徳
いかせんべい手焼き体験	すがた工場	通年	有限会社すがた

※出典：宮古まるごと体験ガイドブック(R5.12)

〔農林水産物や特産品の販売等に関するイベント〕

月	イベント名	実施場所	主催
1月	宮古真鱈まつり	宮古市魚市場	実行委員会
2月	区界高原雪のゆうえんち	道の駅区界高原	川井産業振興公社
3月	宮古毛ガニまつり	宮古市魚市場	宮古観光文化交流協会
	宮古わかめまつり	宮古市魚市場	宮古観光文化交流協会
6月	宮古トラウトサーモンまつり	宮古市魚市場	実行委員会
8月	重茂味まつり	重茂漁港	重茂漁業協同組合
9月	やまびこフェスタ	道の駅やまびこ館	実行委員会
10月	宮古市産業まつり	市総合体育館	実行委員会
	宮古秋の味覚まつり	宮古市魚市場	宮古観光文化交流協会
	新里まつり	新里トレーニングセンター	実行委員会
11月	和井内ふるさと収穫祭	和井内ふるさと会館	和井内区
	田老鮭・あわびまつり	田老野球場駐車場	実行委員会
12月	宮古鮭まつり	宮古市魚市場	実行委員会

(5) 加工品、特産品づくりによる地産地消の推進

〔取組状況〕

地元農林水産物を利用した加工品開発については、宮古市産業振興補助金等の活用により、様々な事業所や生産者グループが、商品化を目指した製品の開発に取り組んでいます。

水産加工品については、「宮古ブランド」の確立に取り組んでおり、全国的に有名となった商品も生み出されています。

また、株式会社川井産業振興公社では、川井地域で生産された片面紫蘇や大根を使用した様々な特産品が製造されています。

2025年1月には、川井しそブランド推進協議会が登録生産団体である「川井赤しそ」が、農林水産省の「地理的表示（GI）保護制度」^{（注11）}の登録産品となり、特産品としての保護やブランド化が進められています。

〔課題〕

地元農林水産物を利用した加工品や特産品の製造は、農林水産物の付加価値を高めることはもちろん、地域経済全体への波及効果も大きいことから、今後もその取り組みを推進するとともに、販売促進に向けて、生産者グループや事業所等に対して関係団体が一体となって支援することが必要です。

(6) 地産地消に関する情報の提供とPRの強化

〔取組状況〕

現在、地産地消に関しては、市の広報紙やホームページのほか、市内各事業所のECサイトやそれらを紹介する市のサイト、農林水産業体験事業の実施、産業まつり等の開催を通じて、地元農林水産物や加工品の情報提供やPRが行われています。

また、地元農林水産物を利用した郷土料理等に関しては、宮古市食生活改善推進員協議会や岩手県が認定している「食の匠」^{（注12）}の活動を通じて、調理方法等の情報提供が行われています。

〔課題〕

地産地消を推進するためには、生産者の努力に加えて地元の農林水産物を利用しようとする市民意識の向上が重要であることから、地産地消に関連する体験事業やイベントの実施を活発にし、あらゆる機会を捉えて、地産地消に関する情報提供やPRを行う必要があります。

また、農林水産物の旬の美味しい食べ方、地域に伝わる郷土料理や伝統料理等の認知度を向上させ、地域や次世代に伝え、受け継いでいくための取り組みが必要です。

第Ⅳ章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

従来、地域で生産された農林水産物を地域で消費する地産地消の活動は、産地直売所での地元農林水産物の販売や学校給食における地元農林水産物の利用が代表的なものでしたが、近年は、それに加えて地元農林水産物を利用した加工品の開発、飲食店や宿泊施設等での地元農林水産物の活用などの取り組みが活発になっています。

また、東日本大震災以降、地元農林水産物をはじめとする地産地消に関する市民意識が高まっているとともに、SDGsや新型コロナウイルスなど社会情勢の変化を背景に、地元農林水産物の価値が再認識されています。

このような地産地消の活動は、本市の農林水産業の振興はもちろんのこと、他の産業の振興にも大きな効果を及ぼすほか、健全な市民生活、多彩な文化の形成、環境の保全にも寄与するものとなります。生産者と消費者が互いに恵みあう関係を築くことにより、持続可能な地域社会の構築につながります。

そこで、基本理念を以下のとおり掲げ、市や生産者等、市民が一体となった地産地消の推進を通じて、持続可能な活力に満ちたまちづくりにつなげていくものとします。

【基本理念】

宮古の恵みが創り出す、持続可能な活力に満ちたまち“みやこ”
～産業振興・健康・教育・環境保全に寄与する地産地消～

2 基本方針

地産地消の推進にあたっては、本市の現状や課題を踏まえて、次に掲げる4つの基本方針に基づき、施策を展開するものとします。

■基本方針1

信頼され魅力あられる農林水産物の生産体制の充実

■基本方針2

地元農林水産物の利用の促進

■基本方針3

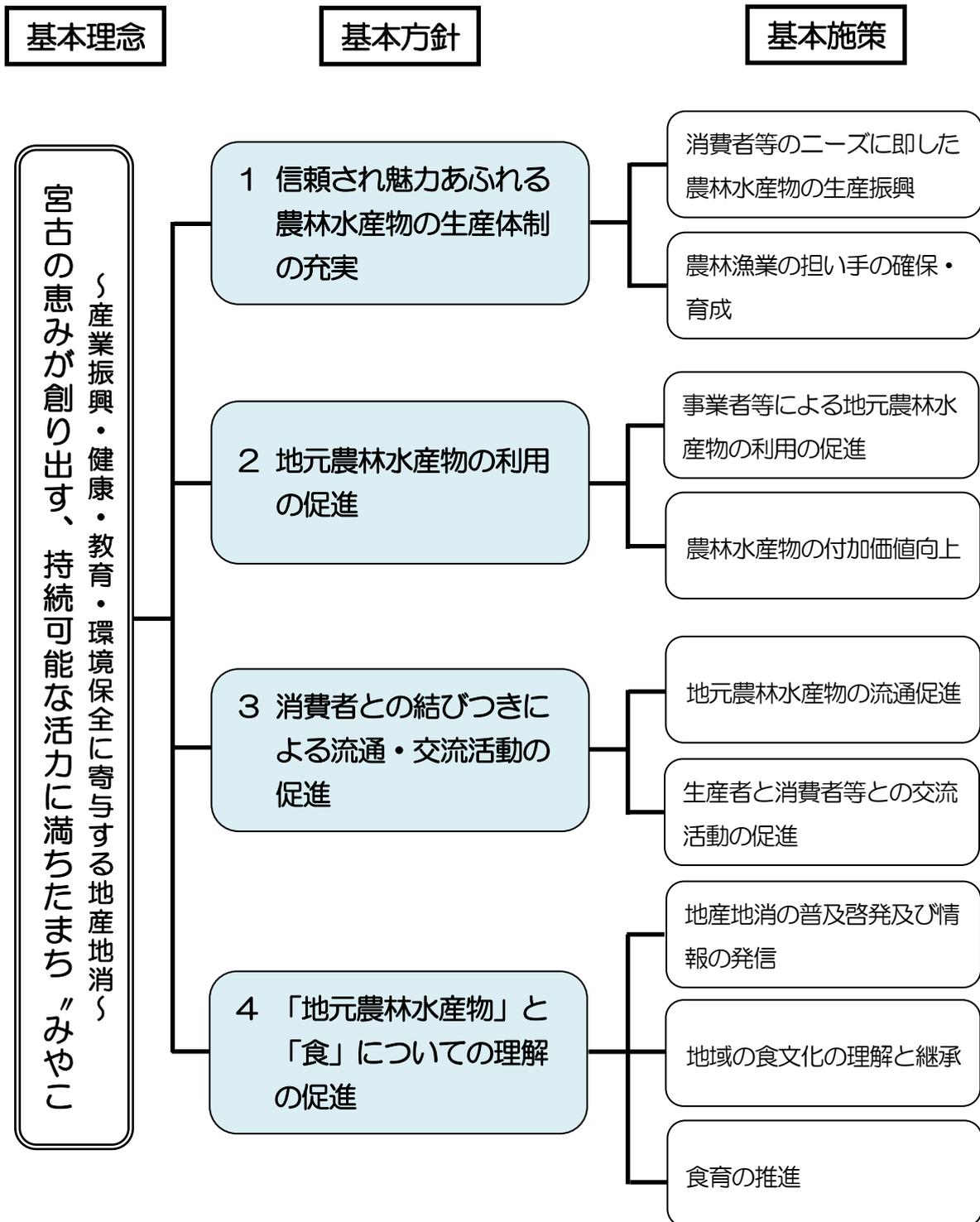
消費者との結びつきによる流通・交流活動の促進

■基本方針4

「地元農林水産物」と「食」についての理解の促進

3 施策の体系

基本方針に基づく基本施策ごとに具体的な施策に取り組み、地産地消を推進します。
なお、基本施策のうち「食育の推進」における具体的な施策については、食育推進計画によるものとします。



4 目標値の設定

推進計画における指標と目標値を、次のとおり設定します。

【指標】

No.	内 容	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
1	農林水産物産地直売所販売額	403,670 千円	423,850 千円
2	学校給食における地元食材利用率	52.5%	70.0%
3	農林漁業体験参加者数	511 人	550 人
4	郷土料理講習会受講者数	7,986 人	8,000 人

【目標値の考え方】

No.1：地元農林水産物の消費拡大を図り、産地直売所の年間販売額の増加を目指すもの。

(宮古市総合計画と整合、2023(R5)現状値：5%増)

No.2：学校給食における宮古産の食材利用割合（重量ベース）の増加を目指すもの。

【市内で供給可能な主要食材11項目】

- ①米、②雑穀、③野菜類、④いも類、⑤大豆・大豆製品、⑥きのこ類、
⑦果物、⑧魚類、⑨海藻類、⑩豆腐、⑪乳製品

※主要食材の中には、宮古市で生産されていない品目も含まれる。

(2025(R7)年3月現在)

例) ③野菜類…もやし、冷凍野菜など

⑥きのこ類…しめじ、えのきだけなど

No.3：市主催の農林漁業体験の参加者数の確保を目指すもの。

(宮古の農業まるごと体験ツアー、みやこ市民の森づくり事業など)

No.4：郷土料理等の食文化に理解を深め、伝承する人数の増加を目指すもの。

(郷土料理普及事業)

宮古市食育推進計画の目標値（目標年次：2036(R18)）が、年間8,000人であることから、本計画の2029(R11)の目標値も8,000人とするもの。

第Ⅴ章 地産地消推進に向けた取り組み

1 信頼され魅力あふれる農林水産物の生産体制の充実

地産地消を推進するため、消費者等のニーズを把握しながら、信頼される安全・安心で新鮮な農林水産物を生産し、安定的に供給できる体制の確立を目指します。

また、安全・安心な農林水産物の生産は、優良な農地の保全や適正な森林の管理、漁場環境の保全等と大きく関わってくることから、環境保全型の農林水産業の推進を図ります。

さらに、生産者の高齢化や担い手不足を解消するため、関係機関が一体となって、地域の農林水産業を支える担い手の確保・育成を支援します。

基本施策 1 消費者等のニーズに即した農林水産物の生産振興

- ① 地域特性を生かした農林水産物の生産拡大
- ② 消費者ニーズの把握と生産者への情報提供
- ③ 品質や生産性の向上、省力化等への支援
- ④ 農薬や化学肥料の使用量の低減、ポジティブリスト制度の対応など、安全・安心な農林水産物の生産に関する普及啓発
- ⑤ GAPやHACCP対応指針等に則った取り組みの推進
- ⑥ 安全・安心な農林水産物に関する情報の提供
- ⑦ 環境保全型の農林水産業の推進

基本施策 2 農林漁業の担い手の確保・育成

- ① 首都圏等でのイベント参加による県内外の農林水産業の新規就業者への情報発信の強化
- ② 他業種から農林水産業への転換、市外からの新規就業者の受入の推進
- ③ 地域おこし協力隊制度等を活用した、次世代の担い手の確保・育成
- ④ 農林水産業の魅力を伝えるため、児童生徒を対象とした体験学習等の実施

2 地元農林水産物の利用の促進

学校、保育所等における地元農林水産物の利用の促進については、安定した生産や供給体制の確立に努めるとともに、生産者と給食関係者との意見や情報の交換を通じて、地産地消を推進するうえでの課題等に対する両者の共通した認識を形成します。

学校給食に地元の農林水産物を利用することは、児童や生徒等が郷土の食文化や地域の産業について理解を深めることができるとともに、市民等への意識啓発が期待される機会であることから、啓発事業を継続して実施します。

また、学校、保育所とともに、福祉施設への地元農林水産物の利用促進に向けて取り組みます。

観光施策や飲食店等との連携による地産地消の推進については、観光地としての魅力を高めるため、豊かな食文化や食にまつわる歴史等を紹介する取り組みを進めます。

また、飲食店や宿泊施設等では、地元の農林水産物を積極的に利用し、料理の美味しさに加えて食材に対する安心感を提供するほか、伝統料理の掘り起こしや新メニューの開発などの取り組みを進め、市はそれらの飲食店等の情報を積極的に発信します。

さらに、地産地消の意識を醸成することで地元産農林水産物の利用促進を図るため、地産地消の推進に取り組む店を認定する制度の実施について検討します。

地元農林水産物の高付加価値化への取り組みについては、既存の加工品や特産品の磨き上げ、新規の加工品や特産品の開発に取り組む生産者組織等を支援するとともに、ブランド化への取り組みに対しても、関係機関が一体となって支援します。

また、開発された加工品等について、商談会への参加や、ふるさと納税の返礼品として活用することで、商品を全国にPRし、販路拡大につなげます。

さらに、冷凍庫の利用を希望する農産物の加工関係者の意向を確認し、水産加工業者とのマッチングを検討します。

基本施策 1 事業所等による地元農林水産物の利用の促進

- ① 農産物の計画的な生産と安定供給への支援
- ② 生産者と給食関係者との情報交換の実施
- ③ 「宮古っこ給食」、「めざせ！元気なみやこっ子食育教室」などを通じた啓発事業の実施
- ④ 保育所における地元農林水産物の利用促進（関係者との情報交換、地元農林水産物の情報発信）
- ⑤ 福祉施設における地元農林水産物の利用促進（関係者との情報交換、意向調査、地元産の食材を購入する際の相談窓口の設置、地元産食材の集荷・配達体制づくり）
- ⑥ 地元農林水産物を活用した観光イベントや体験型観光の拡充

- ⑦ 飲食店や宿泊施設等における地元農林水産物の利用促進（関係者との情報交換、地元農林水産物等の情報発信）
- ⑧ 伝統料理の掘り起こしや新メニューの開発への支援
- ⑨ 地産地消推進店認定制度の検討

基本施策 2 農林水産物の付加価値向上

- ① 食産業のブランドアップや特産品の磨き上げ・開発への支援
- ② 商談会の参加などによる販路拡大への支援
- ③ ブランド化への取組支援
- ④ ふるさと寄付金制度の活用
- ⑤ 水産加工業者と冷凍庫の利用を希望する農産加工関係者とのマッチング
- ⑥ 伝統料理の掘り起こしや新メニューの開発への支援【再掲】
- ⑦ 地産地消推進店認定制度の検討【再掲】

3 消費者との結びつきによる流通・交流活動の促進

地産地消を推進するうえでは、販売店等での地元農林水産物の流通を促進していくことが必要のため、販売店等において、地元農林水産物の魅力を消費者に伝えるための啓発を積極的に行います。

また、産地直売所において、地元農林水産物の供給を一層拡大するため、消費者ニーズの把握に努めて取り扱い品目に反映させるなど、産地直売所としての魅力向上を図るための取り組みを支援します。

さらに、地元農林水産物の販売促進イベントや農林漁業体験を通じた生産者と消費者の交流を促進し、相互の理解を深めていくことを目指します。

基本施策 1 地元農林水産物の流通促進

- ① 販売店や産地直売所等において、のぼりや店内広告（POP）等を活用し、地元農林水産物や旬の食材の魅力を発信
- ② 産地直売所の魅力向上の取組支援
- ③ 農林水産物の衛生管理や販売額の向上等を図る研修会等の開催支援

基本施策 2 生産者と消費者等との交流活動の促進

- ① 地元農林水産物の販売促進イベント等の実施・支援
- ② 生産者と関係機関の連携による、農林漁業の体験事業などの実施
- ③ 農林漁業体験活動に取り組む団体等への支援・活動情報の発信

4 「地元農林水産物」と「食」についての理解の促進

本市で生産される農林水産物やその加工品、特産品に関する情報をはじめとして、地元の旬の食材を使ったレシピや保存方法、郷土料理などのきめ細かい情報を、広報紙やホームページ、SNS、地産地消に関連したイベント等を通じて提供することによって、市民の地産地消の意義や重要性に対する意識を醸成します。

また、地産地消に関する情報提供やPRに際しては、有為な人材や関係団体等の活用が効果的であることから、それらの一層の活用を図ります。

基本施策 1 地産地消の普及啓発及び情報の発信

- ① 地元農林水産物や加工品、特産品の情報提供
- ② 地元農林水産物の旬の食材、レシピや保存方法等の情報発信
- ③ 生産者側のSNS等を活用した情報発信の推進
- ④ 地元農林水産物の販売促進イベント等の実施・支援【再掲】

基本施策 2 地域の食文化の理解と継承

- ① 郷土料理講習会等の実施
- ② 宮古市食生活改善推進員協議会などの関係団体や岩手県「食の匠」などの人材の活用

基本施策 3 食育の推進

- ① 宮古市食育推進計画と連携した食育の推進
- ② 「宮古っこ給食」、「めざせ！元気なみやこっ子食育教室」などを通じた啓発事業の実施【再掲】
- ③ 保育所における地元農林水産物の利用促進（関係者との情報交換、地元農林水産物の情報発信）【再掲】
- ④ 生産者と関係機関の連携による、農林漁業の体験事業などの実施【再掲】

【参考資料】

〔用語集〕

〔注1〕 B S E (Bovine Spongiform Encephalopathy : 牛海綿状脳症)

B S Eが発症した牛は、当初は痙攣を起こしたりする程度で目立った症状は現れないが、やがて音や接触に対して過敏な反応をするようになり、病状がさらに進むと運動機能に関連する部位も冒されて立てなくなるなどの症状を示す。

イギリスで発生したのは、飼料として与えた汚染肉骨粉が感染源と考えられている。

なお、日本での発生原因は完全には解明されていないが、肉骨粉と同時に牛用代用乳がその原因として疑われている。

日本では、2003（平成 15）年以降に出生した牛からは、B S Eは確認されていない。

〔注2〕 鳥インフルエンザ

鳥類に対して感染性を示すA型インフルエンザウイルスによる感染症のことで、その原因となるウイルスの自然宿主は、野生の水禽（カモ）類である。この野生のカモ由来のウイルスが、家禽の間で感染を繰り返すうちに、鶏に対して高い病原性を示すウイルスに変異した場合に高病原性と表現する。

鳥インフルエンザウイルスは、通常はヒトに感染しないが、感染したトリに触れる等、濃厚接触をした場合などに、きわめて稀にヒトに感染することがある。このように、鳥インフルエンザウイルスが、ヒトやその他の動物に感染した場合も鳥インフルエンザという病名を使用する。

国内農場で、高病原性鳥インフルエンザ、低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、家畜伝染病予防法に基づき、発生した農場の飼養家禽の殺処分、焼却又は埋却、消毒、移動制限など必要な防疫措置が実施される。そのため、発生が確認された農場の家禽、鶏卵などが市場に出回ることはないとされている。

〔注3〕 S D G s (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)

S D G sは、2015 年9月の国連サミットで、全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030 アジェンダ」に掲げられた、持続可能な開発目標のことである。

S D G sは、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の3つの側面のバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17 のゴールとその課題ごとに設定された169のターゲット（達成基準）から構成される。

それらは、貧困や飢餓から環境問題、経済成長やジェンダーに至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を2030年までに達成することが目標とされている。

〔注4〕三陸ジオパーク

ジオパークとは、「地球・大地（ジオ：Geo）」と「公園（パーク：Park）」とを組み合わせた言葉で、「大地の公園」を意味し、地球（ジオ）を学び、丸ごと楽しむことができる場所をいう。また、ジオパークの見どころとなる場所を「ジオサイト」という。

三陸ジオパークは、青森県八戸市から岩手県の沿岸を縦断して宮城県気仙沼市まで、南北約220km、東西約80kmで、海岸線は約300kmの日本一広大なジオパークである。

宮古市のジオサイト：【宮古地域】震災メモリアルパーク中の浜、潮吹穴、日出島、ローソク岩、崎山貝塚、浄土ヶ浜、鮎ヶ崎、十二神山、黒森神社・黒森神楽、【田老地域】田老の防潮堤、たろう観光ホテル跡、津波到達点、津波記念碑、三王岩、【新里地域】腹帯の混在岩、【川井地域】薬師川溪流の古生界、早池峰山

〔注5〕みちのく潮風トレイル

みちのく潮風トレイルとは、青森県八戸市から福島県相馬市までの太平洋沿岸をつなぐ全長1,000kmを超えるロングトレイルである。

東北太平洋沿岸ならではのダイナミックな海、川、里、森と連続する美しい景観が最大の魅力である。

〔注6〕GAP（Good Agricultural Practices：農業生産工程管理）

「ギャップ」もしくは「ジーエーピー」と呼ばれ、農業生産活動を行う上で必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検及び評価を行うことによる持続的な改善活動のことをいう。

これを多くの農業者や産地が取り入れることにより、結果として食品の安全性向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の強化、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者の信頼の確保が期待されている。

〔注7〕トレーサビリティシステム

英語の「トレース（Trace：足跡をたどる）」と「アビリティ（Ability：できること）」の合成語で、もともとは工業製品などの商品の履歴、所在を追跡する方法の概念で、民間の自主的な品質管理規格である国際標準化機構により「記録物によって、その履歴、転用または所在を追跡できる能力」と定義されている。

記録の追跡により、ある物品（商品）の流通経路が確認できる状態をいい、食品では、食品の生産、加工、流通などの各段階で原材料の出所や食品の製造元、販売先などを記録・保管し、食品とその情報とを追跡できるようにすることで、食中毒などの早期原因究明や問題食品の迅速な回収、適切な情報の提供などにより消費者の信頼確保に役立つものをいう。

〔注8〕 HACCP

(Hazard Analysis and Critical Control Point : 危害要因分析重要管理点)

日本語読みは決まっていないが、ハサップまたはハセップと呼ばれることが多い。

原材料の受入れから最終製品までの工程ごとに、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析 (Hazard Analysis ; 危害要因の分析) した上で、危害の防止につながる特に重要な工程 (Critical Control Point ; 重要管理点) を継続的に監視・記録する工程管理システムである。

〔注9〕 ポジティブリスト制度

残留農薬等に関する新しい制度 (ポジティブリスト制度) として、2003 (平成 15) 年の食品衛生法改正により定められた。食品中に残留する農薬、飼料添加物及び動物用医薬品 (以下「農薬等」という。) について、一定の量を超えて農薬等が残留する食品の販売等を原則禁止するという制度のこと。

この制度では、使用、残留等で認められるものについて、残留基準を設定し (認めるリスト「ポジティブリスト」)、それ以外のものについては、原則一律基準 (0.01ppm ; 食品 1 kgあたりに農薬等が 0.01 mg含まれる濃度) を適用する。

この制度により、残留基準が設定されていない無登録農薬も規制基準の対象とすることが可能となった。

なお、農薬等として使用されたものが食品に残留した場合であっても、それを摂取することにより人の健康を損なうおそれがないことが明らかなものについては、本制度の対象外とされた (亜鉛、クエン酸など 65 物質を対象外指定)。

〔注10〕 グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動である。

欧州では、農村に滞在しバカンスを過ごすという余暇の過ごし方が普及している。英国ではルーラル・ツーリズム、グリーン・ツーリズム、フランスではツーリズム・ベール (緑の旅) と呼ばれている。

〔注11〕 地理的表示（G I）保護制度

地理的表示（G I : Geographical Indication）とは、その地域ならではの特性を持つ製品の名称のことで、例えば、市田柿、神戸ビーフ、越前がに、が挙げられる。

生産された地域のみを示す「原産地表示」とは異なり、その製品に独特の魅力や社会的評価などの特性があり、しかもその特性が、地域で長年培われてきた特別な生産方法や、気候・土壌、伝統・文化などの地域の特徴から生みだされている、特別な製品に与えられる名称である。

ただし、本来の製品と異なる商品が同じ名称で販売されれば、本来の地域の生産者たちにとって大きな損失となる。そこで、地理的表示を、生産地・特性・生産方法等の基準とともに登録し、保護するのが地理的表示（G I）保護制度である。

なお、2025(令和7)年3月時点で、全国で168 製品、岩手県で9 製品が登録されている。また、地理的表示の不正使用は行政（農林水産省）が取り締まる。

〔注12〕 食の匠

岩手県では、先人の知恵と技により生まれ、受け継がれてきた郷土食や豊かな食材を活かした料理を「岩手ならではの食文化」として、県内外に発信するとともに、食に関連する活動を通じた地域活性化をねらいに、郷土食等の優れた技術を有し、その技術を伝承できる方を「食の匠」として認定している。

制度が始まった1996(平成8)年度から2024(令和6)年度までに306 の個人・団体が認定されている。宮古市ではこれまでに11 名が認定され、うち7名が現在も活動している。

【参考文献、出典】

農林水産省ホームページ、東北農政局ホームページ、厚生労働省ホームページ、環境省ホームページ、岩手県ホームページ、いわて地産地消推進会議ホームページ、三陸ジオパーク推進協議会ホームページ、日本地理的表示協議会ホームページ

宮古市地産地消推進計画策定委員会設置要綱

平成26年10月1日 告示第152号

(設置)

第1条 宮古市地産地消推進計画（以下「計画」という。）の策定に関し、意見を求めるため、宮古市地産地消推進計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、17人以内の委員をもって組織し、次に掲げるもののうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の役職員
- (3) その他必要と認める者

2 委員の任期は、市長が任命した日から計画の策定が完了するまでとする。

(委員長及び副委員長)

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、委員会への出席を求め、意見を聴取し、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、産業振興部農林課において処理する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

- 1 この告示は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 宮古市農業振興ビジョン・地産地消推進計画策定委員会要綱（平成22年宮古市告示第132号）は、廃止する。

附 則(平成26年11月21日告示第152号)

この告示は、平成26年11月21日から施行する。

宮古市地産地消推進計画策定委員名簿

(任期：令和7年2月10日～策定終了まで)

No.	役職	所属等	職名	氏名	備考
1	委員長	新岩手農業協同組合 宮古営農経済センター	宮古地区担当 課長	伊藤 昌 貴	
2	副委員長	宮古漁業協同組合	業務部長	小 林 猛 男	
3	委 員	沿岸広域振興局農林部 宮古農林振興センター	農業振興課長	内 山 貴 啓	
4	委 員	宮古農業改良普及センター	地域指導課長	川 戸 善 徳	
5	委 員	沿岸広域振興局水産部 宮古水産振興センター	水産振興課長	遠 藤 敬	
6	委 員	宮古市立宮古小学校 (新里給食センター)	栄養教諭	山 内 ゆかり	
7	委 員	宮古商工会議所女性会	会長	佐々木 理 江	
8	委 員	一般社団法人 宮古観光文化交流協会 浄土ヶ浜レストハウス	支配人	島 崎 準	
9	委 員	株式会社川井産業振興公社	店舗部長兼 総務課長	藤 田 ルリ子	
10	委 員	宮古市しいたけ主産地化 推進協議会	会長	涌 田 幸 栄	
11	委 員	新岩手農業協同組合 宮古地域野菜生産部会	部会員	吉 濱 孝 明	
12	委 員	株式会社彩果青果	代表取締役	尾 形 昌 治	
13	委 員	公募委員		鳥 居 旬	
14	委 員	公募委員		中 居 泰 雅	

宮古市地産地消推進計画連絡会議規程

平成22年6月25日訓令第11号

(設置)

第1条 宮古市地産地消推進計画(以下「計画」という。)の策定に関し、必要な事項の検討及び調査を行うため、宮古市地産地消推進計画連絡会議(以下「連絡会議」という。)を置く。

(組織)

第2条 連絡会議は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、産業振興部長をもって充て、委員は、企画課長、福祉課長、こども家庭センター所長、介護保険課長、健康課長、産業支援センター所長、観光課長、農林課長、水産課長、教育委員会事務局総務課長、教育委員会事務局学校教育課長、教育委員会事務局生涯学習課長及び教育委員会事務局文化課長をもって充てる。

(会議)

第3条 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

2 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、農林課長がその職務を代理する。

3 連絡会議は、必要に応じて委員長が招集する。

(関係者の出席要請)

第4条 委員長は、必要に応じ委員以外の者の会議への出席を要請することができる。

(庶務)

第5条 連絡会議の庶務は、産業振興部農林課において処理する。

(補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、連絡会議に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成22年6月25日から施行する。

附 則(平成24年3月30日訓令第2号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日訓令第3号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月29日訓令第5号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月29日訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年8月25日訓令第17号)

この訓令は、令和3年8月25日から施行する。

附 則(令和6年3月29日訓令第7号)

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

宮古市地産地消推進計画連絡会議委員名簿

職 名	氏 名	備 考
産業振興部長	岩 間 健	委員長
産業振興部農林水産振興次長	飛 澤 寛 一	
企画部企画課長	箱 石 剛	
保健福祉部福祉課長	金 澤 建 司	
保健福祉部こども家庭センター所長	大 向 守	
保健福祉部介護保険課長	中 野 剛 久	
保健福祉部健康課長	久保田 英 明	
産業振興部産業支援センター所長	山 崎 義 剛	
産業振興部次長兼観光課	小 成 勝 利	
産業振興部農林課長	褓 岩 邦 行	
産業振興部水産課長	中 西 秀 彦	
教育委員会事務局総務課長	伊 藤 眞	
教育委員会事務局学校教育課長	菊 池 正 幸	
教育委員会事務局生涯学習課長	佐々木 雅 明	
教育委員会事務局文化課長	安 原 誠	

宮古市食育及び地産地消の推進基本条例

平成21年12月16日 条例第53号

私たちのまち・みやこには、雄大な北上山系を源とした閉伊川をはじめとする大小の河川が流れ、三陸の海に注いでいる。流域では、豊かな農産物が生産され、三陸の海は、世界有数の漁場を背景にした海産物の宝庫である。

私たちは、これらの豊かな自然を実感し、その恵みを食育や地産地消の推進活動に実らせ、ひいては地域経済の活性化と発展に波及させるため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、食育及び地産地消を推進するための基本理念を定めるとともに、この基本理念に基づく市、生産者等及び市民の役割を明らかにし、もって市民と生産者等の信頼と連携により、食文化の継承と農林水産業の振興を図り、健康で文化的な地域社会の形成に資することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 食育 様々な経験を通じて、市民が食の安全や栄養、食文化などの食に関する知識と食を選択する力を養うことにより、健全な食生活を実践することができる人間を育てることをいう。
- (2) 地産地消 地域で生産された農林水産物を地域で消費することをいう。
- (3) 生産者等 農林水産業に由来する食品の生産、採取、製造、加工、調理、流通、販売その他当該食品の消費者への提供に携わる全ての者（これらの者が組織する団体を含む。）をいう。

(基本理念)

第3条 食育及び地産地消は、次に掲げる基本理念に基づいて推進されなければならない。

- (1) 食育及び地産地消の重要性について市民及び生産者等に理解されるものであること。
- (2) 地域の食文化と伝統を重んじたものであること。
- (3) 安心かつ安全な農林水産物の生産及び採取に欠かせない農地、森林、海洋、河川その他の資源環境の保全に留意したものであること。
- (4) 生産者等及び市民の主体的かつ積極的な参加が図られるものであること。
- (5) 担い手の確保等農林水産業の持続的な経営の維持及び発展に寄与するものであること。
- (6) 家庭、学校、保育所、その他地域内のあらゆる場において実践されるものであること。

(市の役割)

第4条 市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）に基づき、生産者等及び市民と連携して食育及び地産地消を推進するものとする。

(生産者等の役割)

第5条 生産者等は、基本理念を理解し、安心かつ安全な食品を提供するとともに、当該食品に関する正確で適切な情報を消費者に提供するように努めるものとする。

2 生産者等は、市民と連携して食育及び地産地消に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するように努めるものとする。

(市民の役割)

第6条 市民は、基本理念を理解し、自発的に食育及び地産地消に取り組むとともに、市が実施する施策に協力するように努めるものとする。

第2章 推進計画等

(食育推進計画)

第7条 市は、基本理念に基づき食育を推進するため、食育に係る推進計画（以下「食育推進計画」という。）を定めるものとする。

(地産地消推進計画)

第8条 市は、基本理念に基づき地産地消を推進するため、地産地消に係る推進計画（以下「地産地消推進計画」という。）を定めるものとする。

(各推進計画との連携)

第9条 食育推進計画及び地産地消推進計画は、相互に連携するものでなければならない。

第3章 食育及び地産地消の推進

(食育の推進)

第10条 市は、食育推進計画に定めるところにより、市民が生涯にわたって健全な心身を培うとともに豊かな人間性を育むため、食育を実践することを推奨するものとする。

2 学校給食は、食育を児童、生徒が実践する機会として活用し、その充実に努めるものとする。

3 食育は、保健、医療、保育、介護その他の社会福祉の場において、積極的に行うものとし、これらに従事する者は、基本理念を理解し、食育の推進に努めなければならない。

(地産地消の推進)

第11条 市は、地産地消推進計画に定めるところにより、安心かつ安全な食品の生産の拡大並びに製造、加工、流通及び販売の促進並びに当該食品の消費の拡大を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、地産地消の推進のため、学校給食の食材に安心かつ安全な地域の農林水産物を使用する割合を高めるよう努めるものとする。

3 市は、地産地消に関する日を定め、市民の意識啓発及び地元食材の使用の促進を図るものとする。

第4章 農林水産業の振興

(農林水産業の振興)

第12条 市は、地産地消の推進の前提である農林水産物の安定的な供給を図るため、農林水産業の振興に必要な施策を推進するものとする。

2 市は、生産者組織の効率化の支援、その他団体の健全な発展を図るために必要な支援を行うものとする。

3 市は、農林水産業経営に意欲のある者が、安定した収入が確保できるよう必要な施策を講ずるものとする。

第5章 推進体制の整備

(推進体制の整備)

第13条 市は、食育推進計画及び地産地消推進計画に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、市、生産者等及び市民が一体となった推進体制を整備するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

